

口座振替をはじめよう

安心

現金を持ち歩くかずに、非対面で納税することができます。



便利

金融機関や役場窓口まで出向く必要がなく、忙しい方でも確実にご納付いただけます。

簡単

一度の申込手続きで、翌年度以降も更新手続き不要で自動継続されます。



確実

納期ごとに自動で引落しされるため、管理しやすく、延滞の心配がありません。



納付忘れていませんか

口座振替で納付ができます

申込みの手順は裏面へ

キリトリ線

口座振替依頼書（金融機関保管）

この用紙は、口座振替を希望する納期月の前月末までに各金融機関に提出してください。

金融機関 御中（ゆうちょ銀行では使用できません） 申請日令和6年 6月 1日

納税義務者	住所	〒 329 - 1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地 1
	氏名	高根沢 太郎
	電話番号	028 (675) 8100

私は、高根沢町長からの納税通知による町税等を口座振替によって納付したいので、約定を承認のうえ依頼します。

税 / 料	町県普通・森林環境税/固定/軽自/国保/介護/後期											
取扱金融機関	1 栃木銀行		3 塩野谷農業協同組合		宝積寺		本店		支店		出張所	
金融機関コード	0	5	1	7	支店コード	0	5	4				
預金科目	普通		口座番号		0 1 2 3 4 5 6							
口名	フリガナ タカネザワ タロウ											
義氏名	高根沢 太郎											
振替開始時期	6年度 1期から		振替方法		1 全期前納		2 期別					
	検印		係印		印鑑照合							

口座振替依頼書（金融機関→町役場）

高根沢町長様 御中 申請日令和6年 6月 1日

納税義務者	住所	〒 329 - 1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地 1
	氏名	高根沢 太郎
	電話番号	028 (675) 8100


私が納付する高根沢町町税等について、口座振替によって納付したいので、申込みます。

税 / 料	町県普通・森林環境税/固定/軽自/国保/介護/後期											
取扱金融機関	1 栃木銀行		3 塩野谷農業協同組合		宝積寺		本店		支店		出張所	
金融機関コード	0	5	1	7	支店コード	0	5	4				
預金科目	普通		口座番号		0 1 2 3 4 5 6							
口名	フリガナ タカネザワ タロウ											
義氏名	高根沢 太郎											
振替開始時期	6年度 1期から		振替方法		1 全期前納		2 期別					
取扱金融機関	承認印											

かんたん申込み 2ステップ

1

口座振替依頼書を切り取ってから黒枠の中を記入して、金融機関の届出印を必ず押す。



2

金融機関・役場窓口へ

- 口座振替依頼書
- 納税通知書
- 通帳
- 届出印



困ったときはQRで確認！ 

口座引落とし日（納期日）を確認したい！ 
[納税カレンダー](#)

口座振替についてももっと詳しく知りたい！ 
[口座振替のご案内](#)

取扱金融機関

- 栃木銀行
- 足利銀行
- 塩野谷農業共同組合
- 烏山信用金庫

確認しておきたい8つのポイント

01

口座振替日は、原則納期限日（土日・祝日は翌営業日）です。ただし、金融機関の特別事情により納期限日の3日前より引落される場合があります。

02

口座振替を止める場合は、金融機関・役場窓口へ廃止届の提出をお願いします。

03

廃止届の提出、口座の解約がなければ、翌年度以降も口座振替が継続されます。

04

還付が発生したときは、口座振替依頼書の当該口座に振込まれることがあります。

05

口座振替を希望する納期限日の1か月前までに口座振替依頼書を金融機関へ提出してください。

06

納期限日前日までに口座残高をご確認ください。残高不足の場合は、再振替ではなく、町から送付する口座振替不能通知書での納付をお願いします。

07

全期前納での振替不能は、その年度に限り、1期分は口座振替不能通知書による納付、2期以降は期別ごとの振替になります。翌年度以降は全期前納の振替に戻ります。

08

固定資産税・都市計画税の共有名義は個人名義とは別に口座振替依頼書の提出をしてください。

お問合せ | 高根沢町税務課収納対策係 028-675-8124



キリトリ線

約 定（ゆうちょ銀行を除く）

- 振替日は、納期限の日（土日・祝日の場合は翌営業日）となります。ただし、貴店の特別事情により納期限の3日前より振替えられても差し支えありません。
- 町から町税等の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、所定の振替日に私の指定口座から納付書記載の金額を払出し、町に納付してください。
- 前項の手続きについては、当座勘定規定または、預金規定にかかわらず、小切手の振出または、預金通帳及び預金請求の提出をいたしませんから、貴店の所定の方法で処理してください。
- 私の都合によりこの取扱いを廃止するときは届出をします。
- この契約は、預金口座振替廃止届、口座解約をしない限り翌年度以降についても継続します。
- この取扱いについては、万一紛議を生じても貴店に迷惑をかけません。
- 町税等で還付が生じた場合は、指定の預金口座に振り込んでも差し支えありません。

高根沢町町税等口座振替制度の注意事項

- この制度は申込をしてから1ヶ月後の納期限の到来する町税等から振替が開始されます。
- 前日までに指定した預金口座の残高を確認しておいてください。残高不足により振替ができなかった場合は、再振替できません。町から口座振替不能通知を送付しますので、そちらを使用して納付してください。
- 前期前納で振替不能になった場合は、その年度に限り、1期分は口座振替不能通知により納付いただき、2期以降を期別ごとに振替いたします。
- 固定資産税・都市計画税の共有名義分については、個人名義とは別に口座振替依頼書を提出していただく必要があります。